

議案第 27 号

損害賠償請求事件の和解について

損害賠償請求事件に関し下記のとおり和解をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

記

1 和解の相手方（被告）

(1) 東京都港区虎ノ門 1 丁目 7 番 12 号

沖電気工業株式会社

代表取締役 鎌上 信也

(2) 神奈川県横浜市中区尾上町 6 丁目 86 番地 1 関内マークビル 3 階

三峰無線株式会社

代表取締役 中島 芳明

2 事件の概要

市川市を含む地方公共団体の消防救急デジタル無線機器の納入に関し、公正取引委員会が沖電気工業株式会社外 4 社の談合を認定したことに伴い、沖電気工業株式会社が製造した消防救急デジタル無線機器を同社の販売代理店である三峰無線株式会社から不当に高い価格で購入させられていたことが判明したことから、両社に対し、これにより生じた損害として、連帯して 3,234 万円及びその遅延損害金を支払うよう請求する旨の訴えを提起したものである。

3 和解の内容

- (1) 被告らは、原告に対し、本件解決金として、連帯して、1,620万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告らは、原告に対し、(1)の金員を、令和4年12月7日限り、原告が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告らの負担とする。
- (3) 被告らが(2)の金員の支払を怠ったときは、被告らは、原告に対し、連帯して、(1)の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する令和4年12月8日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
- (4) 原告は、被告らに対するその余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

理 由

損害賠償請求事件について、東京地方裁判所による和解勧告に鑑み、当事者間で合意に達し、和解により解決を図る必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提案するものである。